

三、此際在就割合三倍給せらるキナト

九、壹円七拾銭未満

三、割増給一事

一、貰円

未満

八、貰円壹銭以上

二、割増給一事

四、鮮雇手當手記、如ク增額等ナタキ事

即ナ現工場長者ニ賜首、者一額

五、退職手当ヲ厄、如ク支給セラレタキ事

前項鮮雇手當、半額

六、臨時休業、場合ハ日給全額ヲ支給セラレタキ事

七、余休ノ場令午前中退場、前ハ日給、八割、午後ニ至リ退場、前ハ日給、全額支給セラレタキ事

右要求ス

大正十三年六月十三日

因島工場従業員

株式會社大阪鐵工所因島工場御中

以上之要求各は全部之を拒絶セリ。

午前十時五十分三庄町長土生町助役等第議團問題ニ就キ、來場せられ奉リ。

夜土生町有志町役場ノ會合、第議協定ノ爲ニ土生町役場基金中より壹万円第議團ノ支出支給する件、就キ、協議を終シ十一時過テ散會セリ。

本日ノ入場者前日と大差ナリ。

十四日

午前第議團は手記ビラを町内各戸に配布セリ。



三度町民の皆様ニ想ふ(署)

一日傳聞板は一日食へないと言ふ今日の私共労働者が若し工場で怪我をしたか、病氣を罹るとすると、忽ち其一家の糊口は、お粥一滴も喉を潤す事十許無くない。今々の饑餓状態と恐ろりです。又會社の都合で首を切らねばと、早めに、今日から食事を持ち去れ。生きてるが死んでるの惨憺な暗黒の谷底に沈落すまで終らぬ事有ります。